

## 役員等及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠々倶楽部（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第1項に基づき置かれるものをいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員には、理事会出席等、職務執行の都度、報酬を支給することができる。
- 3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 4 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。
- 5 評議員選任・解任委員には、評議員選任・解任委員会出席の都度、報酬を支給する。
- 6 法人の職員が評議員選任・解任委員を兼ねた場合は、職員に対する給与のみが支給され、報酬等を支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 法人の常勤理事の報酬月額は、別表の1「役員の報酬」に定めるとおりとする。
- 4 非常勤理事に対する報酬は、別表の1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。

- 5 各々の監事の報酬月額は、別表の2「監事の報酬」に定めるものとする。
- 6 個々の評議員の報酬は、別表の3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 7 評議員選任・解任委員会の報酬は、別表の4に定める額とする。

#### (費用弁償の支給)

- 第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
  - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

#### (報酬等の支給日)

- 第6条 常勤役員の報酬等は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (公表)

- 第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### (補足)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附則

- この規程は平成29年6月11日から施行する。